

第 32 号

令和 6 年度山梨県営電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度山梨県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間目標供給電力量 467,147,000 キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 電気事業収益	10,437,434 千円
第 1 項 営業収益	7,553,419 千円
第 2 項 財務収益	12,063 千円
第 3 項 事業外収益	2,871,922 千円
第 4 項 特別利益	30 千円

支 出

第 1 款 電気事業費用	7,561,265 千円
第 1 項 営業費用	4,419,753 千円
第 2 項 財務費用	1,520 千円
第 3 項 事業外費用	3,134,962 千円

第4項 特別損失 30 千円

第5項 予備費 5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5,491,113 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 282,250 千円、減債積立金 21,623 千円、建設改良積立金 281,800 千円、地域文化振興等積立金 1,162,534 千円及び過年度分損益勘定留保資金 3,742,906 千円で補填するものとする。）。

### 収 入

第1款 資本的収入 830,547 千円

第1項 固定資産売却代金 10 千円

第2項 長期貸付金償還金 43,870 千円

第3項 国庫補助金 786,667 千円

### 支 出

第1款 資本的支出 6,321,660 千円

第1項 水力発電所建設費 143,000 千円

第2項 小水力発電所建設費 166,980 千円

第3項 水力発電設備改良費 1,524,245 千円

第4項 業務設備改良費 13,262 千円

第5項 事業外設備改良費 1,552,550 千円

第6項 企業債償還金 21,623 千円

第7項 投資有価証券 2,200,000 千円

第8項 繰出金 700,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和6年度水力発電施設の改修工事等について契約を締結すること。	令和6年度から 令和7年度まで	1,192,912 千円
奈良田第一発電所シートライナ外取替工事について契約を締結すること。	令和6年度から 令和8年度まで	474,100 千円
野呂川発電所调速機更新工事について契約を締結すること。	令和6年度から 令和10年度まで	352,000 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と事業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 1,088,993 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000 千円と定める。

第 33 号

令和 6 年度山梨県営温泉事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度山梨県営温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |             |                |
|-------------|----------------|
| (1) 給湯口数    | 464 口          |
| (2) 年間総給湯量  | 673,000 立方メートル |
| (3) 一日平均給湯量 | 1,844 立方メートル   |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 温泉事業収益	133,711 千円
第 1 項 営業収益	128,560 千円
第 2 項 営業外収益	5,141 千円
第 3 項 特別利益	10 千円

支 出

第 1 款 温泉事業費用	140,481 千円
第 1 項 営業費用	134,473 千円
第 2 項 営業外費用	4,668 千円

第3項 特別損失 340 千円

第4項 予備費 1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 49,024 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,958 千円、建設改良積立金 27,500 千円及び過年度分損益勘定留保資金 19,566 千円で補填するものとする。）。

### 収 入

第1款 資本的収入 10 千円

第1項 固定資産売却代金 10 千円

### 支 出

第1款 資本的支出 49,034 千円

第1項 温泉事業設備改良費 49,034 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 29,101 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、6,993 千円と定める。



第 34 号

令和 6 年度山梨県営地域振興事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度山梨県営地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 丘の公園年間総収容人員 216,482 人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 地域振興事業収益	160,031 千円
第 1 項 営 業 収 益	160,000 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	21 千円
第 3 項 特 別 利 益	10 千円

支 出

第 1 款 地域振興事業費用	113,012 千円
第 1 項 営 業 費 用	99,464 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	12,538 千円
第 3 項 特 別 損 失	10 千円
第 4 項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 64,861 千円は、過年度分損益勘定留保資金 48,719 千円及び当年度分損益勘定留保資金 16,142 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	10 千円
第1項 固定資産売却代金	10 千円

支 出

第1款 資本的支出	64,871 千円
第1項 地域振興事業設備改良費	20,000 千円
第2項 他会計借入金償還金	43,871 千円
第3項 予備費	1,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、80,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

第 35 号

令和 6 年度山梨県流域下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度山梨県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	49,801,000 m <sup>3</sup>
(2) 1 日平均処理水量	136,441 m <sup>3</sup>
(3) 流域関連市町村数	19 市町村
(4) 建設改良費	2,580,466 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 下水道事業収益	8,396,199 千円
第 1 項 営業収益	3,765,935 千円
第 2 項 営業外収益	4,630,260 千円
第 3 項 特別利益	4 千円

支 出

第 1 款 下水道事業費用	8,350,286 千円
第 1 項 営業費用	8,275,135 千円

第2項 営業外費用	74,150 千円
第3項 特別損失	1 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,098,802 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 38,978 千円、過年度分損益勘定留保資金 782,290 千円及び当年度分損益勘定留保資金 277,534 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,567,713 千円
第1項 企業債	540,000 千円
第2項 国庫補助金	1,370,900 千円
第3項 市町村負担金	587,282 千円
第4項 他会計補助金	69,531 千円

支 出

第1款 資本的支出	3,666,515 千円
第1項 建設改良費	2,580,466 千円
第2項 企業債償還金	1,086,049 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	540,000千円	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	540,000千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の

金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 174,786 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化及び施設整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,386,540 千円である。